

2021年1月29日

女性ユニオン東京  
執行委員長 井出 志保 様  
妊娠・育児によるハラスメントをなくす会  
代表 仁田 裕子 様

東京都中央区築地5-3-2  
株式会社朝日新聞出版  
雑誌本部長 佐々木 広大



### 回 答 書

拝復 AERA dot. 記事『マタハラ』で会社を訴えた原告女性はなぜ逆転敗訴したのか？ 被告の女性社員が語った法廷の“真実”（以下「本件記事」という）に関する貴ユニオン及び貴会からの2021年1月15日付申入書を拝受いたしました。

本件記事には、17点にわたり事実や判決と異なるAさんの名誉を損なう記述があるとのこと指摘をいただきましたが、いずれの点も、以下に述べるとおり、Aさんの社会的評価を低下させるものではないか、あるいは真実ないし真実と信じるに足りる事実を記載したもの又は公正な論評に該当するものであり、名誉毀損の不法行為には該当しません。

第1点について；

Aさんがマスコミ関係者らに対し客観的事実と異なる内容を伝えたことは事実です。すなわち2019年11月28日付東京高裁判決は、「一審原告は、労働局に相談し、労働組合に加入して交渉し、労働委員会にあっせん申請をしても、自己の要求が容れられないことから、広く社会に報道されることを期待して、マスコミ関係者らに対し、一審被告の対応等について客観的事実とは異なる事実を伝え」（77頁）としており、ほかにも「マスコミ等の外部の関係者らに対し、あえて事実とは異なる情報を提供し」（78頁）と認定しています。また、高裁判決は、「その際（注；団体交渉の席上）本件組合の関係者は、事実とは異なり、保育園の入園が決定しているとして正社員への復帰を求めたが、一審原告はこれを訂正することはなかった。」（47頁）、「一審原告の説明でさえ、保育園はそもそも申込みすらしなかったというのであるから、保育園が決まったものではなく」（76頁）とも認定しています。

第2点について；

Aさんが正社員の地位確認等の訴えを提起したことは事実です。また、同訴えを提起したことは、Aさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第3点について；

クラスのスケジュール調整などの都合があり、正社員に戻りたいとの要望が叶わなかったことは事実です。また、本件記事の当該記載は、Aさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第4点について；

執務室内での録音が禁止されたのにAさんが録音をしたことは事実です。高裁判決は「一審被告代表者は、執務室では録音をしないように複数回命じたが、一審原告は、『これは業務指示ですか?』と確認し、一審被告代表者が業務指示である旨述べても、『止められないです。』と述べて、録音を止めようとしなかった」(51頁)と認定しています。

第5点について；

Aさんがベビーシッターや認可外保育園の利用を希望しないと述べたことは事実です。高裁判決は、「一審原告は、(中略)実母が平成27年春に定年になるが、それまではサポートを受けるのは困難である、夫には頼りたくない、無認可保育園は信用できず、ベビーシッターも夫が家に人が入るのを嫌がるので検討しない、(中略)旨述べた。」(36頁)と認定しています。また、本件記事の当該記載はAさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第6点について；

Aさんが夫や実家のサポートもない状態であったことは事実です(上記の高裁判決36頁)。また、本件記事の当該記載はAさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第7点について；

Aさんが退職する意向であったことは事実です。高裁判決は、「一審原告は、業務委託は希望しないとし、退職する意向を表明した。」(37頁)と認定しています。また、本件記事の当該記載はAさんの社会的評価を低下させるものではな

く、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第8点について；

Aさんが「(会社が) 契約社員になるよう強要した」と述べたことは事実です。Aさんは訴訟においてそのように主張しています。また、高裁判決は、Aさんが厚生労働省記者クラブでの記者会見において「一審被告から週3日勤務の契約社員になるか自主退職するかを迫られた」(57頁) 旨の発言をしたと認定しています。また、本件記事の当該記載はAさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第9点について；

判決の内容を紹介したもので、恣意的な要約ではありません。また、高裁判決は「信頼関係を破壊する背信行為」(78頁) としており、判決の引用を誤ったものではありません。

第10点について；

株式会社ジャパンビジネスラボの杉村貴子社長の感想を述べたものに過ぎず、事実に反するものでも、Aさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものでもありません。

第11点について；

Aさんが保育園の入園申請をしていなかったのは事実です。貴ユニオンは、東京都労働委員会の審問において、保育園が決定したと主張したのは事実ではなく「勇み足だった」としておられます。

第12点について；

Aさんが決まったと言っていた保育園の名前を教えてくれなかったのは事実です。

第13点について；

「ソフトランディングできたのではないのでしょうか」は社長の意見・感想であり、公正な論評に該当します。

第14点について；

高裁判決に引用されたAさんのメール(就業時間中に作成した弁護団宛てメ

ールの下書き)に当該記載があることは事実です(高裁判決53頁、55頁)。

第15点について;

記者会見におけるAさんの客観的事実と異なる内容の発言が報道されたことは事実です。高裁判決は記者会見の内容について真実であるとの証明がないと認定しています(92~94頁)。

第16点について;

Aさんが男性上司との面談で「すぐに正社員に戻してほしい」「土日だけクラスを持ちたい」「事務職にしてほしい」と発言したことは事実です。また、Aさんがこのような発言をしたことはAさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

第17点について;

男性上司がAさんに謝罪したことは事実です。また、男性上司がAさんに謝罪したことはAさんの社会的評価を低下させるものではなく、Aさんの名誉を毀損するものではありません。

以上のとおりですので、訂正記事掲載の要求には応じられません。  
ご理解いただきたくお願いいたします。